

# 8.債権譲渡・弁済・相殺・その他の債権消滅原因

2021年1月26日(火)

## ●債権譲渡

### ・譲渡禁止の特約

譲渡禁止の特約がある債権の譲受人は、その特約の存在を知らずに債権を譲り受けた場合で、特約があることを知らなかったことについて重大な過失があったときは、悪意の譲受人と同じ扱いとなり、当該債権を取得することができない

譲渡禁止の特約について	善意の譲受人	悪意または重大な過失の譲請人
債務者から譲受人への対抗	できない	できる

### ・指名債権譲渡の債務者に対する対抗要件

債権の譲渡人である債権者が、債務者に債権譲渡の通知をすれば、譲受人は当該債権の取得を債務者に対して対抗することができる（同法467条1項）。通知は口頭で行う通知であっても良い。

	誰が	誰に
債権譲渡の通知	譲渡者	債務者
債権譲渡の受諾	債務者	譲渡人 or 譲受人

### ・債権譲渡者に対して債権等があるときの債務者から譲受人への対抗要件

債権の譲渡人である債権者が、債務者に債権譲渡の通知をしたにとどまるとき、債務者はその通知を受ける以前に譲渡人に対して生じた事由をもって、譲受人に対抗することができる

譲渡人に対して生じた事由の例
弁済、取消し、解除などによる債権の消滅や同時履行の抗弁権

### ・指名債権譲渡の第三者に対する対抗要件

債権の二重譲渡が行われた場合で、双方への譲渡について確定日付のある証書（内容証明郵便・公正証書）により通知が行われたときは、譲受人相互の優劣は、確定日付のある通知が債務者に到達した日時の先後によって決まる。

# 8.債権譲渡・弁済・相殺・その他の債権消滅原因

2021年1月26日(火)

## ●相殺

	定義	要件	例外
自動債権	相殺するほうの債権	<ul style="list-style-type: none"> <li>同種の債権であること</li> <li>双方の債権が弁済期であること(原則)</li> <li>両債務の履行地が異なってもOK!</li> <li>利息が異なってもOK!</li> </ul>	受動債権は弁済期に達していなくても、自分の期限の利益を放棄できるなら相殺できる。 (相手の期限の利益を奪うことは無いため)
受動債権	相殺されるほうの債権		

相殺が許されない場合	事例
① 自動債権に抗弁権が付着	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="text-align: center;">                     売 A 借                 </div> <div style="text-align: center;">                     車 → ¥                 </div> <div style="text-align: center;">                     買 B 貸                 </div> </div> <p>車の売買代金債権である時に、売主AがまだBに車を提供していない、といった場合。 あまりにも不公平であるため。</p>
② 受働債権が不法行為によって生じた	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="text-align: center;">                     ①権 貸 A 加                 </div> <div style="text-align: center;">                     ¥ → ← 損害賠償 請求                 </div> <div style="text-align: center;">                     ②務 借 B 被 債 権                 </div> </div> <p>Aが違法行為をしてBに損害を与えたとき、BのAに対する損害賠償請求権に対して、Bに対する貸金債権との相殺は出来ない。 被害者であるBが、Aに対する借金債務と損害賠償請求権で相殺することはできる。</p>
③受働債権が差押禁止債権	扶養料、一定額の給料、恩給、扶助料など